

京都市公共下水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市公共下水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程

(京都市公共下水道事業条例施行規程の一部改正)

第1条 京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

(京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程(平成31年3月29日上下水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年11月1日」を「令和元年11月1日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)